

姫川病院問題

平成19年6月4日の糸魚川医療生活協同組合理事会において姫川病院を閉院することが決定されました。その後の動きです。

(1) 病院の対応

- ・入院患者は6月11日をもって転院又は自宅療養への移行が完了。
- ・通院患者に対しては6月29日まで当面の投薬処方と紹介状、相談を実施しました。

(2) 市の対応

- ・6月29日までマイクロバスの運行を行いました。
- ・6月5日 庁内に姫川病院緊急対策チーム設置
- ・6月8日 関係機関連絡会議（糸魚川地域振興局、糸魚川市医師会、姫川病院、糸魚川総合病院、吉田病院、青海病院、糸魚川市）

(3) 医師確保の取組

富山大学付属病院へ要請

(4) 施設の利用と診療所開設

施設を老人保健施設として利用する方向で姫川病院の弁護士と協議し、施設内に診療所を開設する方向で厚生連へ協力の要請を行っている。



閉院した姫川病院

(5) 雇用対策

姫川病院の職員、医療スタッフの雇用対策を、ハローワークと協調して行っている。

(6) 新たな動き

6月25日に姫川病院清水理事長より市長に対し「民事再生法適用も視野に入れて検討している」という報告があったという。破産手続きによる閉院と民事再生法による経営の継続では市の対応が大きく異なります。

閉院の報告から20日余り経った時点での方向転換の可能性は、市の方針に大きく影響を与えます。

しかし、最終的に7月6日の知事会で民事再生法の適用は断念しました。一旦、破産・閉院を表明した後での再生への転換は無理でした。なぜ、初めから民事再生法適用の道を目指さなかったのか大いに疑問が残ります。

(7) 糸魚川総合病院に患者集中

内科の一部に患者集中のための混乱が起き、外来診療はなるべく市内の開業医で受けるように、開業医を廻るバスの運行を市が決定しました。

県は7月2日、県立病院から糸魚川総合病院に医師を派遣するなどの支援策を発表しました。泉田裕彦知事が会見で明らかにしました。規模は未定です。国や富山大にも医師派遣を要請しました。

泉田知事は「医師不足の問題は続いており、外国人医師も働けるような環境作りを働きかけて解決を目指す」と話したそうです。

最初に糸魚川総合病院に派遣されたのは 上越市の県立中央病院の矢澤正知院長と内科の医師1人となっています。



◇もう一つのポイント

・市民出資者への打撃

地域医療の危機的状況ですが、市民が出資している生活協同組合の破綻が市民の生活に与える影響も心配です。組合債がどうなるのか病院側は債権者への説明会を延期しました。

民事再生法適用も視野に入れての別の方向性も打ち出されましたが、不安な思いで日々すごされている方々も多いと思います。破産手続きと民事再生法適用では自ずと組合債の取扱も変わってきますが、市民の損失を最小限に食い止める方向で決着していただきたいと思っています。

糸魚川市の平成19年度予算を補正して2億円の地域医療に対する緊急処置用の予算を計上しました。この予算は、地域医療の確保対策に使われるもので、姫川病院の負債の補填には使わないことを言明しています。

姫川病院の資本の出所は市民の関係するところでは2種類あります。

同生協の組合員約千六百人が出資した約二億三千四百万円。

これとは別に組合員約三百九十人が購入した組合債は約十二億三千万円にも上ります。

通常の倒産・民事再生と違って、姫川病院組合債の場合は、個人の債権者がほとんどです。

医療生協が姫川病院に必要な資金調達のために組合債を発行し、市民は地域のために出資した側面があります。同じ個人出資でも、株券を購入するような場合とはその性格が大きく異なります。

地域医療のために役立てたい思いで出資した資金が水の泡となる偲び無さは察してあまりあるものがあり、経営責任が改めて問われるところです。

糸魚川市として関与できる範囲も地方自治体として限界があり、個人救済の道は厳しいようです。

組 合 債 規 則

- 第1条 本組合は厚生年金積立基金、厚生年金に必要経費を算定するための中間勘定を設けて組合債を發行する。
- 第2条 組合債の発行の金額は1億円とする。ただし、引数は100万円とする。
- 第3条 組合債は利付証券として10年と15年、5年と10年、3年と10年とする。
2 本条は厚生年金の繰上償還に要するに、債権者の指定する本組合債の行使に基き行使可能とする。
- 第4条 組合債は了却の権利を付与しないが、満期前償還の特典を設けることができる。ただし、満期前償還で繰上するときは繰上償還の必要額に満たなければ、その額限の利息は未償還のままで経過する。
1 1 満期前償還の特典は以下の種類とあり行使の順序は、組合債の償還額に基き以下のとおりとする。
1 2 満期前償還の特典の行使が完了したとき、組合債の発行が完了したとき、
- 第5条 1 1 満期前償還の特典はあり、満期前して償還を受けることはできない。
1 2 満期前償還に基き、償還の利息は受けることはできない。
- 第6条 債券を行使した時、満期前償還したときは満期前償還とみなされる。ただし、満期したときは満期前償還とみなす。
- 第7条 この規則は、理事長の議決による有効と認むべきでない。
- 附 則 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
2 この規則による改正後の本組合債規則は同組合債規則第1条の項を、2中「組合債の発行に基き行使する」との趣意は、同規則に発行したものがついては、当該組合債の種類による。

姫病組合債証券の裏面